

解説



米国公開企業会計監視 委員会「監査品質の指標 に関するコンセプト・リ リース」^③ コメントレターの概要と 関連する議論の動向

日本公認会計士協会研究員

か い さ ち こ

甲斐 幸子

1 はじめに

2015年7月1日に、米国公開企業会計監視委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)は、「監査品質の指標に関するコンセプト・リリース¹」(以下「コンセプト・リリース」という。)を公表した²。コンセプト・リリースには、28個の「監査品質の指標(Audit Quality Indicators、以下「AQI」という。)」の候補が記載され、その内容や利用方法についての73の具体的な質問事項とともに、パブリック・コメントが募集された(コメント期限:2015年9月29日)³。

その後、PCAOBは、2015年11月12日及び13日における常設諮問グループ(Standing Advisory Group)会議(以下「SAG会議」という。)において、SAG会議開催時までには受領したコメントレター(全47通)の分析結果を提示し、コンセプト・リリースに関する議論を行っている。本稿では、SAG会議において提示されたコメントレターの分析結果や、その他の関連する動向について紹介する。

なお、本稿はSAG会議資料等の原文を基礎として作成しているが、筆者による解釈が含まれることを申し添える。

2 コンセプト・リリースに対するコメントレターの分析結果⁴

以下は、SAG会議において提示されたコンセプト・リリースに対して受領した、47通のコメントレターの分析結果の概要を示すものである。コメントレターのほとんどが、AQIが何らかの形で有益となりうる可能性があるとして、全体的なアイデア自体は支持していた。しかしながら、コンセプト・リリースの具体的な内容に対する反応は様々であった。また、個々のAQIについて詳細にコメントをする、又はコンセプト・リリースに記載したそれぞれの質問に対して回答したコメントレターは少数だった。

コメントレターの提出者は、以下のグループに分類される。

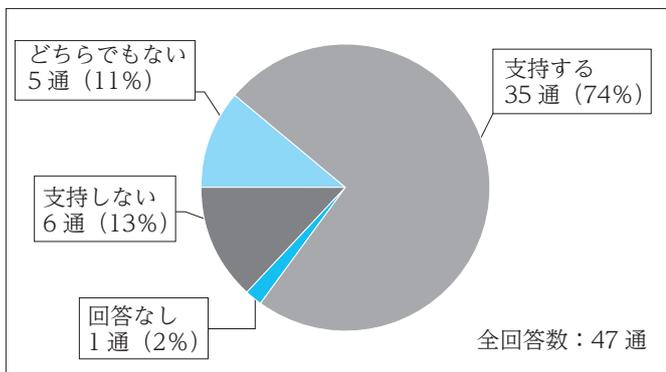
- 監査プロフェッション:22通
 - 監査事務所:10通
 - その他監査プロフェッション(会計士協会、米国監査品質センター(CAQ: Center for Audit Quality)等):12通
- 取締役会メンバー:8通
 - 取締役:3通
 - 監査委員会メンバー:5通
- 投資家:5通

- その他:12通
 - 学者: 3 通
 - 規制当局: 4 通
 - 発行体の経営者・経済界団体: 3 通
 - その他: 2 通

1 AQIの概念を支持するか？

図表 1 に示すように、AQI の概念自体には全体的に支持するとの回答があった。しかしながら、概念の具体的な内容に対する回答は、2 以降に示されるように様々であった。

(図表1) AQIの概念を支持するか？

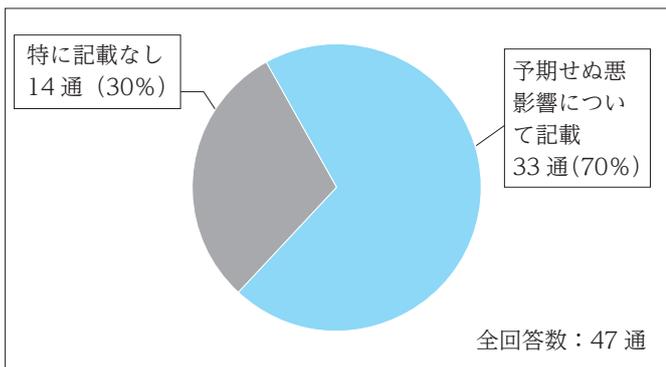


2 予期せぬ悪影響が生じると考えるか？

図表 2 に示すように、多くの回答者が、AQI の取組みにより予期せぬ悪影響が生じることについてコメントしていた。指摘された悪影響には以下が含まれる。

- 背景情報(context)が欠如していることにより誤解が生じるリスク
- AQI情報の作成及びその分析には便益を超えたコストがかかる
- 関連する者(例えば、監査委員会)が、AQI情報の分析のため、それ以外の従来の責務に使っていた時間を奪われる結果となる
- 監査品質のばらつきが許容されることを暗に示し、監査品質

(図表2) 予期せぬ悪影響が生じると考えるか？



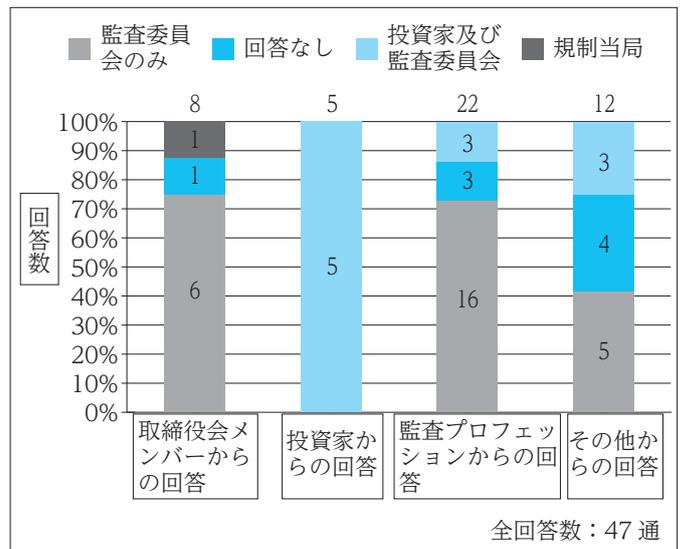
を犠牲にした監査報酬の引下げ等の不適切な競争を生じさせる可能性がある

- チェックリスト的な考え方を生む
- 監査事務所による数値の操作がなされる

3 誰がAQIの主な利用者として適切か？

図表 3 は、誰がAQIの主な利用者として適切かに関する回答を、回答者グループ別に分析したグラフである。機関投資家以外の大半が、監査委員会が適切な利用者であると回答した。

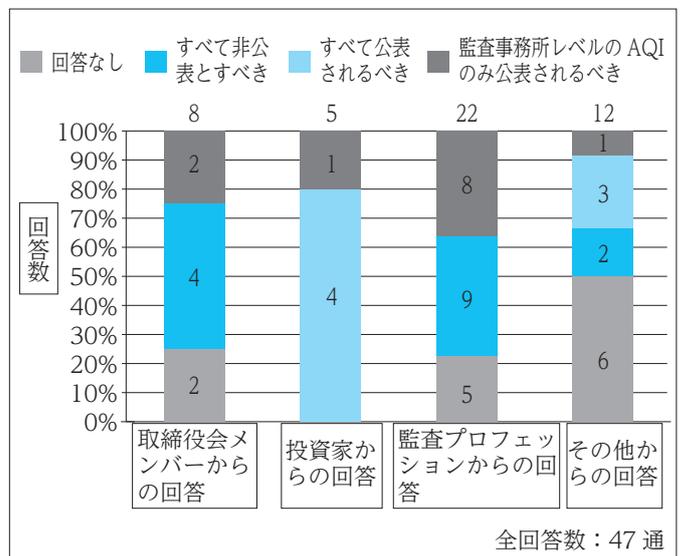
(図表3) 誰がAQIの主な利用者として適切か？



4 公表されるべきか？

図表 4 は、公表されるべきAQI情報の範囲についての回答を、回答者グループ別に分析したグラフである。概して、機関投資家はAQI情報が公表されることを望んでいたが、取締役会メンバーや監査事務所は、監査事務所が事務所レベルの一部の

(図表4) 公表されるべきか？

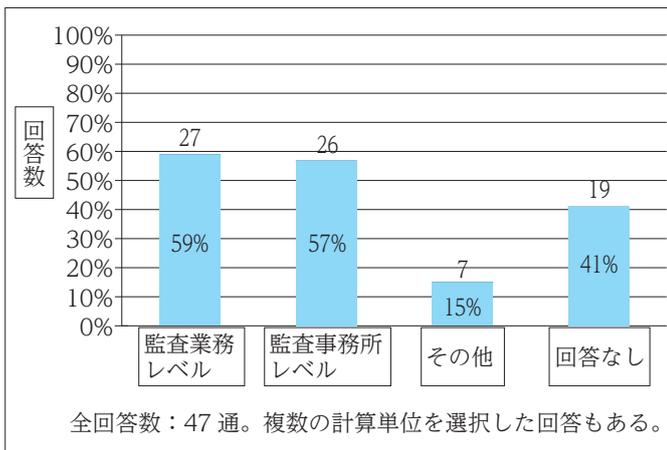


AQIを任意で公表する場合を除き、監査委員会への開示に限定されることを望んでいた。

5 計算単位 (Unit of Account) は？

図表5は、AQIの計算単位としては何が最も有効かに対する回答を、回答者グループ別に分類して示したグラフである。回答は、監査業務レベル、監査事務所レベル、両方を重視すべきに分かれていた。

(図表5) 計算単位は？



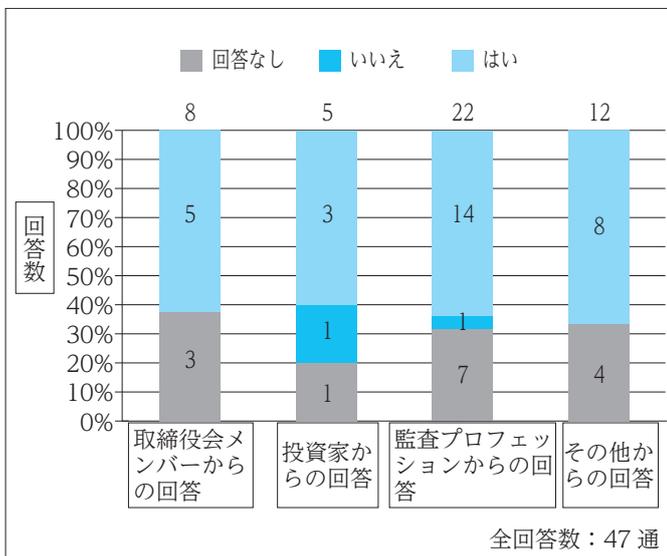
6 PCAOBがAQIの選定に関与すべきか？

図表6は、AQIの選定プロセスにPCAOBが関与すべきかに関する回答を、回答者グループ別に分類して示したグラフである。多くの回答者が、PCAOBはアイデアを提示することが可能であると回答したが、想定しているPCAOBの関与の程度は様々であった。

(コメントレターの回答の例)

- 「PCAOBは、様々な状況において監査品質に重要となる要

(図表6) PCAOBがAQIの選定に関与すべきか？



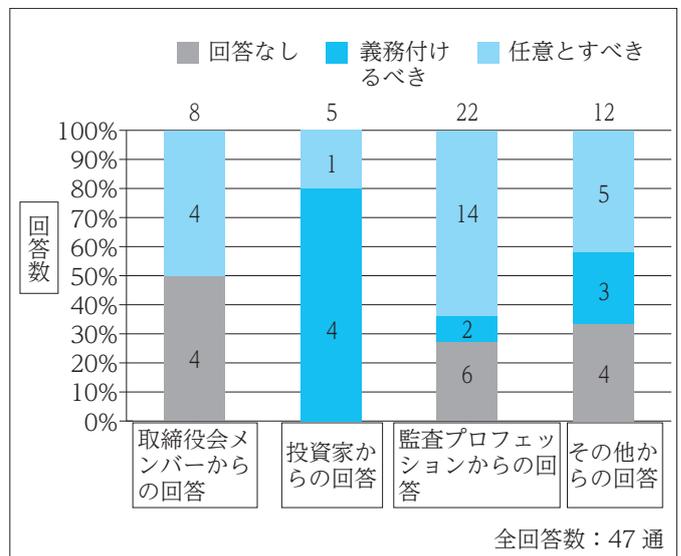
因、測定指標の理解のために必要となる措置や背景情報、及び情報をコミュニケーションする方法について決定するため、監査人及び監査委員会との連携を引き続き促進すべきである。」(監査事務所)

- 「PCAOBは、市場主導型のアプローチの下で、市場参加者がAQIの利用や開発を検討しそれを奨励するために、AQIの例を開発する重要な役割を果たすことができる。」(監査事務所)
- 「PCAOBに対し、投資家及び監査委員会を含めた利害関係者と引き続き連携し、AQIに関する進展(既に公表されているAQI情報やPCAOBが根本原因分析等を通じて得た洞察を含む。)について、啓蒙活動を行っていくことを提言する。」(会計士協会関連団体)
- 「PCAOBは、AQIプロジェクトには費用対効果が見合うと判断した場合、その後、各AQIの価値のモニタリングや今後のプロジェクトの継続的な評価を行うことが、長期的な成功のために非常に重要である。AQIデータの公表による誤った利用の可能性についても慎重に評価するべきである。また、PCAOBは、収集された情報のデータの信頼性についても検討するべきである。」(規制当局)

7 AQIの公表を義務付けるべきか？

図表7は、AQI情報の公表を義務付けるべきか、又は任意とすべきかに関する回答を、回答者グループ別に分析したグラフである。投資家以外からは、AQIの概念は現在発展中の早期の段階にあることから、監査委員会及び監査事務所が個々の状況に合わせて利用できるようにするため、現段階では少なくとも任意とすべきであるとのコメントが多かった。

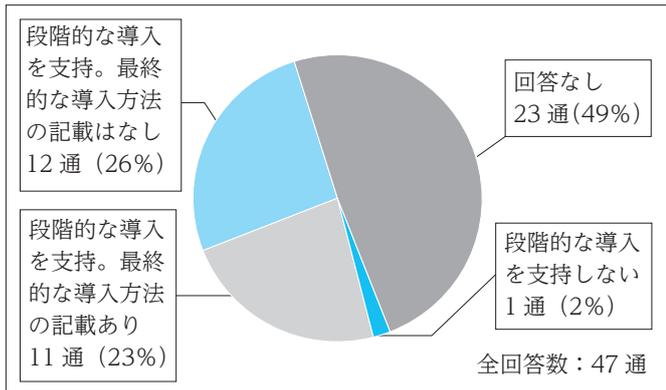
(図表7) AQIの公表を義務付けるべきか？



8 段階的な導入とすべきか？

図表8は、AQIプログラムやプロセスの段階的な導入に関する回答を示している。最終的に特定の方法での導入を行う前に、まずは段階的に導入すべきというコメントと、何らかの決定を行う前に、調査等によりまずは知識を得ることが必要であるという回答に分かれた。

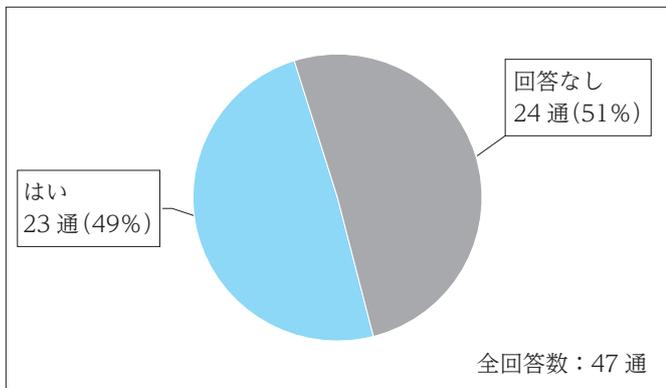
(図表8) 段階的な導入とすべきか？



9 さらに調査 (test) が必要か？

図表9は、AQIの選定や利用方法の決定の前に、さらに調査が必要と考えるかに関する回答を示している。

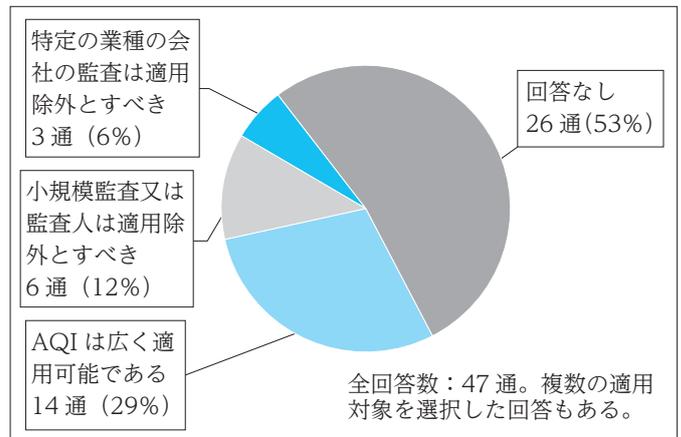
(図表9) さらに調査が必要か？



10 AQIの適用対象 (scalability) は？

図表10は、AQIの適用対象に関する回答を示している。回答者の大部分は、AQIは事務所の規模等にかかわらず適用可能だと回答したが、一部の特定の業種からの回答者(主に投資会社)は、適用除外を設けることを支持し、また、一部の回答者は、小規模の監査人や発行体を適用除外とすることを支持した。

(図表10) AQIの適用対象は？



11 個々のAQIに対するコメント

次頁の図表11は、コンセプト・リリースに記載の個々のAQIに対する回答の集計である。ただし、個々のAQIについては回答のないコメントレターが多かったため、コメントレターの総数と図表11の回答数の合計は一致しない。

3 その他の関連する動向

1 PCAOBメンバーによるスピーチ

PCAOBメンバーであるJay D. Hanson氏が、2015年12月10日に米国公認会計士協会(AICPA)が開催したカンファレンスにおいて、PCAOBの基準設定に関するアップデートに関するスピーチを行い、その際、PCAOBのAQIプロジェクトについて、以下を述べている⁵。

「コンセプト・リリースに対して受領したコメントのほとんどが、AQIについて模索することは価値があることに合意していた。しかしながら、PCAOBがどのような役割を有するべきか、AQIの利用方法、また、今後の適切なステップについての意見は分かれていた。PCAOBは、ただちに、特定の指標を定義し、監査事務所及び個々の監査チームが利用することを要求し、それらの指標は投資家のために公表されるべきと主張する者もいた。ほかの多くの者は、AQIの最善の利用方法は、監査チームと監査委員会の間での討議において利用されることであり、個々の監査業務において、当該監査業務に最も関連する指標が選択されるべきであると主張していた。当該主張を行った者の一部は、PCAOBは、現段階において特定の指標を強制するべきではなく、規則設定が必要かどうかを検討する前に、監査人と監査委員会による自主的な利用により実務が発展していくことを促すべきだと主張していた。

コンセプト・リリースに記載した、個々のAQIの内容に関しては、回答したコメントレターはごく少数だった。ただし、回答者の多くが、

(図表11) 個々のAQIに対するコメント

| AQI | | 支持 する | 支持 しない | 一部 支持 |
|--------------------------------------|---------------------------------------|----------|-----------|----------|
| 監査 人 | (人的リソースの) 利用可能性 (availability) | | | |
| | (1) スタッフの比率 | 8 | 3 | 6 |
| | (2) パートナーの作業負担 | 9 | 3 | 6 |
| | (3) マネージャー及びスタッフの作業負担 | 8 | 3 | 6 |
| | (4) 専門的な会計及び監査のリソース | 7 | 4 | 6 |
| | (5) 専門的な技能及び知識を有する者 | 6 | 2 | 4 |
| | 能力 (competence) | | | |
| | (6) 監査専門要員の経験 | 7 | 1 | 6 |
| | (7) 監査専門要員の業種における経験 | 6 | 4 | 5 |
| | (8) 監査専門要員の交代・離職 | 4 | 6 | 3 |
| | (9) サービス・センターで行われる監査作業の量 | 4 | 5 | 1 |
| | (10) 監査専門要員 1 人当たりの研修時間 | 7 | 2 | 6 |
| | フォーカス | | | |
| | (11) 監査時間とリスク領域 | 3 | 5 | 3 |
| (12) 監査の各段階における監査時間の配分 | 2 | 5 | 7 | |
| 監査 プロセス | 経営者の気風とリーダーシップ | | | |
| | (13) 監査専門要員に対する独立的な調査の結果 | 4 | 6 | 6 |
| | 動機 | | | |
| | (14) 品質の評価と報酬・給与 | 3 | 6 | 2 |
| | (15) 監査報酬、努力、クライアントのリスク | 3 | 6 | 4 |
| | 独立性 | | | |
| | (16) 独立性に関する要求事項の遵守 | 2 | 5 | 4 |
| | インフラストラクチャー | | | |
| | (17) 監査品質を支えるインフラストラクチャーに対する投資 | 2 | 7 | 5 |
| | 監視及び改善 | | | |
| (18) 監査事務所による内部の品質管理レビューの結果 | 8 | 2 | 4 | |
| (19) PCAOBによる検査の結果 | 9 | 2 | 2 | |
| (20) 専門的能力のテスト | 1 | 4 | 2 | |
| 監査 結果 | 財務諸表 | | | |
| | (21) 虚偽表示による財務諸表の修正再表示の頻度と影響 | 3 | 8 | 3 |
| | (22) 不正及びその他の財務報告の不祥事 (misconduct) | 2 | 9 | 2 |
| | (23) 財務諸表の品質の測定指標を利用した監査品質の測定 | | 8 | 1 |
| | 内部統制 | | | |
| | (24) 内部統制の不備の適時な報告 | 4 | 5 | 2 |
| | 継続企業 | | | |
| | (25) 継続企業に関する問題の適時な報告 | 1 | 8 | 2 |
| | 監査人と監査委員会間のコミュニケーション | | | |
| | (26) 監査委員会メンバーに対する独立的な調査の結果 | 1 | 7 | 4 |
| 執行及び訴訟 | | | | |
| (27) PCAOB及び米国証券取引委員会 (SEC) による懲戒処分等 | 3 | 7 | 3 | |
| (28) 民事訴訟の傾向 | 1 | 8 | 4 | |

(人的リソースの)利用可能性(availability)及び能力(competence)に関する、監査チームレベルのAQIが最も価値があると回答した。また、私が、個人的に監査委員会のメンバーの方と議論してみたところ、監査委員会のメンバーの方は、監査責任者とコミュニケーションを行う中で得られる定性的な側面こそが監査人の評価においては重要であり、これらは、定量的な指標ではとらえることができないと主張していた。

PCAOBの今後のステップに関しては、私は個人的には、高品質の監査と強い相関関係があるAQIはどれなのかを立証するための作業をさらに進める必要があると考えている。コンセプト・リリースに含めた28個の指標を10個以下に絞り込み、当該絞り込んだ指標について、整合性を確保するための明確な定義と共に、PCAOBが公表すべきと考えている。また、PCAOBは、監査委員会及び監査チームが最も価値があると評価し、また、PCAOBの検査結果及び結論に対する透明性を最も提供する指標がどれなのか、検査プロセス及びその他のアウトリーチ活動によって、情報収集と分析を継続するべきであると考えている。何年か後に、PCAOBは、AQIの利用、討議、又は開示を強制するための規則設定の必要性があるかどうか、再度評価することができるだろう。

また、一部の監査事務所は、監査品質に関する情報を投資家に可能な限り提供するため、自主的に、監査品質に関する報告書を公表しているが、私は、当該取組みを、PCAOBがもっと奨励すべきであると考えている。これに関連して、私は、英国財務報告評議会(FRC)が最近公表した、「2016年から2019年の戦略」に記載されていた内容に関心を持っている。英国FRCは、「情報の品質及び行動の継続的な改善を支援するため、企業報告と監査品質のレビュー等において、ベストプラクティス、教育、及びその他の規制外のアプローチを一層重視する」と記載していた。私はこれに同意する。英国FRCが有する規制上の権限の範囲はPCAOBよりも広いが、その原則的な考え方はPCAOBにも同様に当てはまる。AQIは、規制が必要かどうかを判断する前に、情報の提供や、任意での実施及び開示の奨励によって、監査品質の改善を促すことを試みるプロジェクトの1つである。」

2 世界各国における関連する取組み

AQIに関連する取組みは、PCAOB以外の様々な団体によっても行われている。欧州会計士連盟(FEE)は、2015年12月に、「監査品質の指標のイニシアチブに関する概要—インフォメーション・ペーパー」⁶を公表した。当該報告書では、世界における9団体(PCAOBの取組みを含む。)が行っているAQIに関連するイニシアチブについて紹介され、それぞれのイニシアチブの間に大き

な差があることから、AQIに関する国際的なイニシアチブが行われることが最も望ましいこと、そのためには、国際的に受け入れられるAQIの同意に向けて、様々な国際的なステークホルダーが連携する必要があることが述べられている。紹介されているPCAOB以外の取組みは以下のとおりである。

(1) オランダ勅許会計士協会(NBA):

2014年9月に公表した報告書「公益のために」⁷の中でAQIを提案している。改訂版のAQIが2016年に公表され、社会的影響度の高い事業体(PIE)の監査を実施する監査事務所は、2016年から透明性報告書⁸においてAQIの公表を開始する予定である。

(2) スイス連邦監査監督機構(FAOA):

FAOAが、ビッグ5の監査品質の指標に関するデータを収集、検査計画の際に利用しているほか、FAOAの年次活動報告書においてその概要を公表している。

(3) 英国財務報告評議会(FRC)及びビッグ6:

FRCは、2008年に「監査品質の枠組み」⁹を公表し、高品質の監査を達成するための中核であり、高品質の監査が実施されているかの判断材料になるとFRCが考える5つの要因(driver)¹⁰と、それぞれの要因が有効に機能することを阻害する脅威及びそれへの対処を記載している。また、ビッグ6により、監査品質に寄与し、かつ測定及び開示が可能な5つの要因(factor)¹¹に関する情報を、透明性報告書⁸において公表する任意の取組みが行われている。当該取組みは、自主的なもので柔軟性が認められており、5つの要因について公表する情報の具体的な内容は、監査事務所がそれぞれの状況に応じて決めている。

(4) 米国監査品質センター(CAQ):

2014年4月に、「監査品質の指標に対するCAQのアプローチ」¹²を公表し、AQIに関するパイロット・テストを実施中である。

(5) カナダ公共会計責任委員会(CPAB):

2014年に「監査品質の指標：正しい評価基準(measures)の模索」¹³を公表し、AQIの便益等を説明している。

(6) オーストラリア・ニュージーランド勅許会計士協会(CAANZ):

透明性報告書の年次レビューを実施し、監査品質に関連する5つの要素(国際監査・保証基準審議会(IAASB)の監査品質の枠組みがベースとなっている。)の記載状況を検討、その結果を、報告書「より一層の明瞭化：オーストラリアの監査事務所の透明性報告書の2年目のレビュー」¹⁴(2015年5月)において公表している¹⁵。

(7) シンガポール会計企業規制機関 (ACRA):

2015年10月に「監査品質の指標の開示の枠組み」¹⁶を公表している。上場企業の監査委員会による任意での利用を目的としている。

(8) 証券監督者国際機構 (IOSCO):

2015年11月に最終報告書「公開会社の監査を実施する監査事務所の透明性」¹⁷を公表している。報告書には、監査事務所の透明性報告に関するステートメント(声明)と指針(guide)が含まれている。指針は、優れた実務を奨励し、高品質の透明性報告書に資するような枠組みとして機能することが意図されている。

4 おわりに

上記のとおり、コンセプト・リリースに対してPCAOBが受領したコメントからは、AQIの具体的な内容や利用方法には、様々な意見があることが分かり、当該プロジェクトは長期的な取組みとなることも想定される。同時に、監査品質の継続的な改善とステークホルダーとの対話を促進するツールとしての、AQIのアイディア自体には広く賛同が得られており、世界中においても、同様の取組みが行われ、模索が開始されている。今後も、関連する動向を、引き続き、注視する必要がある。

〈注〉

- 1 「コンセプト・リリース」とは、PCAOBが規則・基準設定プロセスにおいて公表するコンサルテーション・ペーパーに相当する。
- 2 コンセプト・リリース及びコメントレターの原文は、PCAOBウェブサイトにて入手できる。
<http://pcaobus.org/Rules/Rulemaking/Pages/Docket041.aspx>
- 3 コンセプト・リリースの主な内容については、本誌2015年11月号記事「解説 米国公開企業会計監視委員会『監査品質の指標に関するコンセプト・リリース』①」及び2015年12月号記事「解説 米国公開企業会計監視委員会『監査品質の指標に関するコンセプト・リリース』②」において紹介している。
- 4 SAG会議資料の原文は、PCAOBウェブサイトにて入手できる。
<http://pcaobus.org/News/Events/Documents/11-12-2015-SAG-Meeting/SAG-AQI-Memo.pdf>
- 5 スピーチの原文は、PCAOBウェブサイトから入手できる。

<http://pcaobus.org/News/Speech/Pages/Hanson-AICPA-2015-standards-update.aspx>

6 “Overview of Audit Quality Indicators Initiatives: Information Paper”

<http://www.fee.be/library/list/32-audit-assurance/1544-fee-shows-significant-differences-in-developments-on-measuring-audit-quality.html>

7 “In The Public Interest”

https://www.nba.nl/Documents/English/Rapport_NBA_In_het_public_belang_Engels_measures_to_improve_quality.pdf

8 欧州では、法定監査指令(2016年6月以降は、PIEの法定監査に関する規則)により、PIEの法定監査を実施する監査事務所に対し、透明性報告書の公表が義務付けられている。

9 “The Audit Quality Framework”

[https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/FRC-Board/The-Audit-Quality-Framework-\(1\)-File.pdf](https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/FRC-Board/The-Audit-Quality-Framework-(1)-File.pdf)

10 ①監査事務所の風土、②監査責任者及びスタッフの技能と個人的特質、③監査プロセスの有効性、④監査報告の信頼性と有用性、⑤監査品質に影響を及ぼすが監査人のコントロール外の要因

11 ①外部による調査(external investigation)、②内部及び外部による監査品質の監視結果、③監査実務及びスタッフに対して行った投資、④投資家との対話、⑤スタッフに対する調査結果

12 “CAQ Approach to Audit Quality Indicators”

<http://thecaq.org/docs/reports-and-publications/caq-approach-to-audit-quality-indicators-april-2014.pdf?sfvrsn=2>

13 “Audit Quality Indicators: In Search of the Right Measures”

http://www.cpab-ccrc.ca/Documents/Stakeholders/Audit%20Committee/141120_CPAB_Exchange_RightMeasures_EN_v5.pdf

14 “Clearer Transparency: Assessing the second year of Audit Firm Transparency Reports in Australia June 2015”

http://www.charteredaccountants.com.au/~media/Files/Industry%20topics/Audit%20and%20Assurance/Audit%20Quality/0415-51%20PM_

Futureinc%20Transparency_FA.ashx

- 15 2013年以降、オーストラリア及びニュージーランドでは、上場会社、特定の金融機関及び保険会社の監査を10以上行っている監査事務所に対して、透明性報告書の公表が義務付けられている。ただし、AQIに関する情報を含めることは義務付けられておらず、任意での記載となっている。
- 16 “Defining the Audit Quality Conversation”

<https://www.acra.gov.sg/uploadedFiles/Content/Publications/Guides/ACRA-CPAA%20Joint%20Publication%20on%20AQI.pdf>

- 17 “Transparency of Firms that Audit Public Companies”
<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD511.pdf>